

清末中国における女子教育理想像の構築
——日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論を中心に——

The Building of the Ideal Image of Chinese Female Education
in the Late Qing Dynasty : Focusing on the inconsistency
with the philosophy of Japanese “good wife and wise mother”

孫 長亮
SUN, Changliang

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第47号 2019年3月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.47 2019

清末中国における女子教育理想像の構築 ——日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論を中心に——

孫 長亮

はじめに

- I. 20世紀初頭における日本型「良妻賢母」理念の性格
- II. 「良妻賢母」をめぐる議論の始動期（1902～1904年末）
 1. 賛成派の在日中国人留学生
 2. 反対派の馬君武と金天翮
- III. 「良妻賢母」をめぐる議論の展開期（1904年末～1912年初）
 1. 「良妻賢母」認識の多様化
 2. 陳以益と宋恕の論争
- IV. 「女国民」の出現と「良妻賢母」
 1. 「女国民」の出現
 2. 愛国女学校における「良妻賢母」教育の影響

おわりに

はじめに

19世紀末葉、国際競争の渦中において、清政府は日清戦争の敗北によって大きな打撃を受け、当時の中国人は屈辱感とともに国を振興する決心を抱くようになった。以後、清政府が「強敵をもって師となす」という旗印を掲げ、日本に倣って近代国家の建設を目指すことになったのは周知の通りである。そのような風潮の中で、日本型の「良妻賢母」理念が中国において急速に広まり、ついに清末中国女子教育の主導理念となった¹。

しかしながら、その理念は中国で必ずしも順調に普及したとは言えない。中国知識人はその理念のほか、西洋の女子教育理念からの影響も受けていた。彼らは女子教育のみならず、女子の新しい社会的権利や役割などにも関心を示し、自分自身のイデオロギーを刷新し続けていた。その結果、日本型「良妻賢母」理念は、女性に対する複雑な期待が込められた「男女同権」、革命救国の「女

¹ 19世紀末期に湖南学政の江標は駐日清国公使の裕庚を通じて日本の「華族女学校規則」を上海に導入し、またそれは上海の汪康年と経元善を介して伝播された。その規則の女子養成理念はすなわち「良妻賢母」であった。拙稿「清末期、中国女学堂再考：日本『華族女学校規則』の受容を中心に」（『中国研究月報』72巻10号、2018年）。

国民」、及び濃い戦時色を帯びた「女英雄」・「女豪傑」理念とともに併存しており、お互いに対立しつつ交錯していた。そのため、日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論も複雑な様相を呈していた。

先行研究に目をむけると、近年、清末中国女子教育に関する研究の蓄積はかなり進んでいる²。それらの成果は、西洋女権思想の中国への導入・伝播及び女子教育の振興、婦女団体の組織、女性雑誌の創刊、女子留学活動の発足などに注目し、清末中国における女子思想解放運動に対する研究の進展に貴重な役割を果たしている。しかし残念なことに、女子教育理想像の構築過程において展開された日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論に関する研究は極めて少ない。

上記の問題意識のもと、本稿では、まず日本型「良妻賢母」理念の性格を究明する。つぎに、時系列的史実に従って、その理念の性格をめぐる議論を始動期と展開期に分けて論述する。さらに、「女国民」養成の現場である愛国女学校において、どのように日本型「良妻賢母」理念の影響が生じていたのかについて考察する。これらの問題を明らかにすることによって、清末における中国女子教育理想像の構築の一端を解明する。

I. 20世紀初頭における日本型「良妻賢母」理念の性格

「良妻賢母」という語彙は、1875年に啓蒙思想家の中村正直が『明六雑誌』で発表した「善良ナル母ヲ造ル説」にまで遡ることができる³。それ以降、跡見花蔭、下田歌子、鳩山春子などの教育者が続々と出現し、「良妻賢母」養成の第一線で活躍していた。1899年、「高等女学校令」の公布に伴い、「良妻賢母」は日本の公教育体制のなかで制度化された女子教育指導理念として位置づけられた。「良妻賢母」理念の中身については、時間の流れとともに変化してきたので、その性格を漏れなく捉えることは難しいが、その基本的性格を把握できないわけではない。この点を解明するには、「良妻賢母」教育を推進した文部大臣の菊池大麓の演説文から端緒をつかむことができるだろう⁴。

1902年、菊池は大日本婦人教育会で演説を行い、「良妻賢母」を養成することが日本女子教育の指針であると明言し、その冒頭において次のように訓示した。

女子将来の地位と女子に適當なる職務とに就きて一言せられ、進んで現時に於ける一般女子教

² 例えば、著書については、張蓮波『中国近代婦女解放思想歷程』（河南大学出版社、2006年）、孫桂燕『清末民初女権思想研究』（中国社会科学出版社、2013年）、王曉慧『近代中国女子教育論争史研究（1895-1949）』（中国社会科学出版社、2015年）があり、論文については、夏曉虹「英雄女傑勤揣摩：晚清女性的人格理想」（『文芸研究』6期、1995年）、林吉玲「近代女子教育觀念の更新及其実践」（『學術論壇』3期、2001年）、陳燕燕「近代中国における『女国民』の誕生」（『千葉大学人文社会科学研究』19号、2009年）などが挙げられる。

³ 中村正直「善良ナル母ヲ造ル説」（『明六雑誌』33号、1875年）。

⁴ 「良妻賢母」に関する演説については、また「女子高等師範学校卒業証書授与式に於ける祝文」（1902年3月30日）、「高等女学校長会議に於ける演説」（1902年5月1日）、「私立三輪田女学校開校式に於ける祝文」（1902年10月4日）、「女子高等師範学校卒業証書授与式に於ける祝文」（1903年3月30日）などがある。菊池大麓述、田所美治編『菊池前文相演述九十九集』（大日本図書、1903年）、322、70、404、352頁。

育の目的は良妻賢母として一家の主婦となるの準備を為す⁵。

菊池によれば、男女は互いに補助する内外関係であり、そのうえそれぞれの本分があるゆえ、「各自区別を立て、互いに自身の本分を守る様にして」行動すべきであり、そして「男子の女らしいのは好ましくない如くに、女子の男子らしい事は好ましくない」と指摘した。続いて、菊池は日本女子にふさわしい職業などについて、下記の通りに述べている。

女子が独立して総ての職業に就き、男子と併行して競争する、例へば弁護士の如き者を始め、其他種々の点に於て男子と同じ地位に立つ事は、私は本邦の女子に対して望まない所であります。……児童の教育を掌る教師の如き者は、最も女子の長じて居る所だから、女子師範学校設立の事は盛に奨励しなければなりません。その他看護の如きも女子に最も適当なる事にして、各病院に於る之に必要な教育を受けるのは甚だ適当なる設備であると考えます。……併しながら一般の女子は是等の職業に就き独立して男子と併立し競争するのは其本分にあらず、成長の後には男子と結婚し、一家の主婦となつて良妻賢母たる事が、即ち女子の天職であると私は考へるのであります。其れ故に、一般の女子教育は主として其の天職を充たす為に必要な教育を授くべきものである。……而して家庭の主婦たることは頗る大切なる職分であります。善良なる国民を造らうと思へば、先づ其源たる家庭が善良でなければならぬ。

扱世間に一時男女同権と云ふ言が甚流行しましたが、私は斯言を忌はしい語であると考えます。併しながら、男女同等と云ふ言は実に至当なもので、男子であるが故に尊く女子であるから卑いと云ふ事はない筈で御座います⁶。

上述の演説内容によれば、日本型「良妻賢母」理念の性格を次の三点にまとめることができる。

第一に、家庭＝職業という点である。女性の役割が家庭内に限定されることは、中国古来の儒教規範である「男主外、女主内（男は仕事を主とし、女は家庭を主とする）」という社会分業論につながっている、としばしば指摘されているが⁷、しかし、日本の「良妻賢母」理念がそうした儒教規範とは異なる点として、女子が職業を得ることができるという点が挙げられる。彼女らの従事できるいわゆる「適当なる職務」とは、女子師範学校の教師や病院の看護婦などの狭い範囲に制限されていたとはいえ、家庭の枠内に拘束される「女主内」とは異なっている。「良妻賢母」は家庭をも基盤とするが、社会的な分業の一種とみなされた。つまり、男女を問わず、国民の役割は富強な国家建設に対する貢献に収められるというナショナリズムのもとで、女子が「良妻賢母」として家庭で行う活動は、男子が社会の生産活動で創造した価値に劣らないとみなされたのである⁸。女子は自

⁵ 「大日本婦人教育会に於ける演説」（同上『菊池前文相演述九十九集』）、197頁。

⁶ 同上、199-202頁。

⁷ 姚毅「中国における賢妻良母言説と女性観の成立」（中国女性史研究会編『論集中国女性史』吉川弘文館、1999年）、117頁。

⁸ 陳延媛『東アジアの良妻賢母論—創られた伝統』（勁草書房、2006年）、24頁。

分の天職を捨ててまで男子と同様に競争を通じて職を得る必要などなく、家庭そのものが職業だからである。

第二に、「良妻賢母」＝富国強兵策という点である。女子師範学校の教師、病院の看護婦などの職に対し、一般の女子は「良妻賢母」になることを目指すべきであると推奨された。具体的には、それらの女子が結婚する前に学校で系統的な「良妻賢母」教育を受け、結婚後に再び家庭に戻ることである。換言すれば、女子が教育を受けるという原点はまことの「知識の母」や「文明の母」になるためではなく、将来家庭教育の担い手の「良妻賢母」になることを目標とし、日常生活に関する必要な知識や技能を把握してそれ以上のことを望むべきではないと言える。また、「良妻賢母」理念は単に女子の尽くすべき職分であったのみならず、さらに女子の使命・天職として昇華されたのである。そのような使命・天職が日本の国益・栄辱と一体的な関係であり、一つ一つの家庭においてあるべき姿をもつ優秀な国民を養成できれば国は栄え、逆に衰えていくと明確に示された。このような「女子教育と良妻賢母」→「良妻賢母と家庭教育」→「家庭教育と優秀国民の養成」→「優秀国民の養成と富国強兵の実現」という連帯関係の確立は、「良妻賢母」が日本明治期の女子教育を貫く主導理念となった要因であろうと思われる。

第三に、女子教育＝「男女同等」≠「男女同権」という点である⁹。20世紀初頭における日本女子教育は一定の発展を遂げたが、まだ初歩的な段階であったと言える。その西洋から摂取した顕著な成果としてまず挙げるべきなのは、女子の初・中等教育権を確立して積極的実行に移したということである。その点からわかるように、「良妻賢母」の養成のために女子が受ける教育は中等までで十分とされた。下田歌子が指摘した通り、大学のような高等教育はもとより重要であるが、「今の所では、さまで適切だとは思はれないので御座いますから、多数の女学校はまづ高等女学校程度位のが適当」であった¹⁰。つまり、その時期の日本は、欧米の教育平等思想を吸収したものの、部分的に導入・加味して和洋折衷の女子教育策を講じたに過ぎなかった。教育平等以外の政治同権という西洋婦女解放運動の主流思想について、菊池は言葉を濁して直接答えず、ただ「男女同権」が厭わしいという一言をもってこれを蔽った。私見によれば、菊池の言う「男女同等」とは、就学年齢になった女子が男子と同じで教育を受けることを指し、「男女同権」とは、否定されていた社会・政治範疇に属する自由職業の競争権、政治参与権などを指すのであろう。

以上、菊池の演説文を中心に20世紀初頭における日本型「良妻賢母」理念の性格を検討してきた。

⁹ 当時の「男女同等」という言葉より、現代社会では、「男女平等」のほうがよく使われている。「男女平等」とは、男女の性別による差別を受けず、主に経済的、政治的、文化的に平等であり、それぞれに独立した人格である状態、及びそうした状態が望ましいとする思想をさす。「男女同権」とは、男女両性の法律的権利と社会的待遇が同等であり、一般的には人身権、経済権、政治権などをさす。言うまでもなく、今の言葉で当時の概念を解説するのは明らかに論理的ではない。相賀徹夫編集『日本大百科全書』（小学館、1988年）15巻、52頁。また、前掲『清末民初女権思想研究』、10頁。

¹⁰ 下田歌子『婦人常識の養成』（実業之日本社、1910年）、138-139頁。

上述のような性格をもつ「良妻賢母」理念は中国に導入されて以来、中国知識人界の関心を集め、それをめぐる議論も盛んに行われてきた。後述する通り、1904年末に蘇英が日本型「良妻賢母」理念に対して直接的に反駁して以降、その理念をめぐる直接の論争が活発化する。そのため、本稿では1904年末を区切りとして、「良妻賢母」理念をめぐる議論を始動期、展開期という前後二つの時間帯に分けてそれぞれ検討したい。

II. 「良妻賢母」をめぐる議論の始動期 (1902～1904年末)

1902～1904年末、日本から導入された「良妻賢母」理念はまだ発展の初期段階にあった。史上最初の中国人自営の中国女学堂（上海、1898）は真っ先にその理念を導入し、続いて江蘇女学の代表である務本女塾（上海、1902）、湖南女学の嚆矢である国立第一女学堂（長沙、1903）、蒙古女学の嚆矢である毓正女学堂（カラチン旗、1903）、四川女学の手本である淑行女塾（成都、1904）などといった教育機関は次々と創立され、その理念の追従者・実施者として女子教育を展開していた¹¹。しかしそれと同時に、「良妻賢母」理念をめぐる議論も開始した。そのなかでも、女学振興・国家富強に着目した賛成派の在日中国人留学生と、西洋の「男女同権」理論に基づく反対派であった馬君武・金天翮の言論は、その議論の始動期において重要な位置を占めている。

1. 賛成派の在日中国人留学生

この時期において、鄭観応、梁啓超、経元善、康同薇、嚴復などの国内知識人による日本女学の紹介のほか、在日中国人留学生もまた一つの重要な団体としても大きな役割を果たした。日本女学の発展を目の当たりにした彼らは中国女学とそれとの差を切実に感じ、特に女学の振興が国家富強と密接に関わるという刺激の下、それぞれ創刊した雑誌に日本女学の紹介文や国内の女子に日本留学を勧める文を積極的に発表した。言うまでもなく、それらの発表文は「良妻賢母」理念に直接的な関心寄せたわけではなかったが、知らず知らずのうちにその理念の中国での伝播の推進剤となった。例えば、1903年、実践女学校に通っていた陳彦安は『江蘇』に「勸女子留学説」を発表し、以下のように述べている。

女学は国の存亡にかかわる。……女学を振興しようとするにも手のつけようがないゆえ、他国の優れた点を採用して同胞を救い出すほかない。日本と我が国はただ一つの日本海を隔て、文字も同じで費用も安い。従って、日本女学を我が国に導入するのは最も適切である。我が同胞

¹¹ 一宮操子『蒙古土産』（実業之日本社、1909年）、12、149頁。湖南省志編纂委編『湖南省志第一巻 湖南近百年大事記述』（湖南人民出版社、1959年）、196頁。傅子箕「回憶淑行女塾」（中国人民政治協商會議四川省委員会文史資料研究委員会編『四川文史資料選輯』38輯、四川人民出版社、1988年）、127頁。ここで指摘したいのは、務本女塾、毓正女学堂における「良妻賢母」理念の制定について、日本女性教習の河原操子の影響を大きく受けたという点である。また、湖南国立第一女学堂は務本女塾を手本にして運営し、淑行女塾は日本留学から帰国した陸慎言、陳仰天、張允士らにより設立された。

のなかでその日本に来る有志がいるか。これが私の昼夜祈るところである¹²。

同年、湖北省の留学生は、東京上野の青陽楼で忘年会兼弘文学院速成師範卒業生の歓送会を開いた。東京女子美術学校の王蓮¹³は、国家・女学・家庭という三者の緊密性について以下の演説を行った（括弧の内容は筆者による。以下同様）。

前に私は家にいたとき、家のなかでなすべき事や言うべき話以外に、なにが国家なのか、なにが女学なのか知らなかった。日本に着いたとき、人々が口を開けさえすれば国家のことを話すのを常に聞いた。……およそ一個人でもみな国家（の概念）があり、みな国家を自分とすべきである。そうすれば、女子は国家のなかの一人となり、国家のために行動してこそ、自分に申し訳が立つのである。……日本にきたあと、日本の女子はだれでも本や新聞を読んで手紙を書くことができることを知った。……今の国家がこのような弱くなったことには我々の過ちでもある。我々（女子）が国家を愛することを知れば、夫であり、息子である彼ら（男子）が別のものを愛することがあろうか。国家を愛するには、自分自身を愛する必要がある。自分でわからないのであれば、本や新聞を読まなければならない¹⁴。

また、『遊学訳編』は、張鎡緒が通訳、楊度が記録した「華族女学校学監下田歌子論興中国女学事」という文を掲載し、「女学為男学之源、家庭教育為学校教育之本（女学は男学の源、家庭教育は学校教育の元である）」と述べ、「良妻賢母」の養成が「国民最美之精神、国家最固之基礎（国民の最も美しい精神、国家の最も固い基礎）」として日本が前進する動力であると間接的に指摘した¹⁵。ほかに、日本留学から帰国した林志其、江吞らによって創刊された『大陸』において「日本高等之女学」という文が掲載され、「良妻賢母」養成の必要な科目である家事、裁縫に対して詳しく紹介し、そのうえで中国に導入しようとする意を表した¹⁶。

¹² 陳彦安「勸女子留学説」（『江蘇』3期、1903年6月25日付、「雑録」欄、のち羅家倫主編『江蘇』3-4期、台湾中央文物供給社、1968年）、586頁。原文は以下の通り。なお、適宜句点を施した。以下同様。

「女学之関係于国之存亡。……欲興女学。無從措手。故不得不採他国之長而為拯救同胞之計。日本与我国道路相隔僅一東海。文字相同。資費又廉。以日本之女学而數入我国。最為相符。我同胞中其有志東來者乎。此吾所日夜祈禱者也。」

¹³ 石井洋子「中国女子留学生名簿—1901年～1919年—」（『辛亥革命研究』2号、1982年）。

¹⁴ 「留学記録一同郷会記事（湖北之部）」（『湖北学生界』2期、1903年2月27日付、のち羅家倫主編『湖北学生界（漢聲）』1-6期、台湾中央文物供給社、1983年）、286-289頁。原文は以下の通り。

「妹前在家的時候。除家中当做的事当說的話以外。那里曉得什麼叫国家。什麼叫女学。到日本的時候。常聽見人開口便說国家。……凡是一個人。皆要有国家。皆要把国家当做自己。既然如此。女子也是国家里頭的一個人。也要替国家做点事才對得住自己。……到日本後。才知道日本女子個個讀書。個個能写信看報。……今国家弱到這樣。我們也有錯處。我們知道愛国家。那做夫做兒子的他還愛別的麼。要講愛国家。須要愛自己。自己不明白。必要讀書看報。」

¹⁵ 張鎡緒通訳、楊度記録「華族女学校学監下田歌子論興中国女学事」（『遊学訳編』1期、1902年11月14日付、「教育」欄、のち湖湘文庫編輯出版委員会編『遊学訳編 ㊀』湖南師範大学出版社、2008年）、37頁。

¹⁶ 「日本高等之女学」（『大陸』5期、1903年4月7日付、「外国記事」欄）。また、史和ほか編『中国近代報刊名録』（福建人民出版社、1991年）、42頁。

一方、同時期に、西洋の女権思想は中国にも次第に浸透してきた。これには、「男女同権」を唱える馬君武と金天翮の力に負うところが大きかったと言える。二人は西洋女権思想の精髓を汲み出し、特に女性が男子と同じような権利を有し、国家振興の目標実現に向けて男子とともに尽力すべきであると鼓吹した。また、馬と金は「男女同権」を否定する日本型「良妻賢母」理念に対しても批判した。

2. 反対派の馬君武と金天翮

馬君武 (1881~1940) は、広西省の桂林府出身で、字は厚山、道凝とも称する。1901年日本に留学して中国同盟会に加入し、1912年から南京臨時政府実業部次長、広西大学総長などに任じられた。馬は貴公・君武を筆名として『新民叢報』、『女報』、『訳書匯編』、『醒獅』などの雑誌に文章数篇を發表した¹⁷。愛国詩人の柳亜子 (1887~1958、本名は柳慰高、江蘇省の呉江出身。字は安如、号は亜廬¹⁸) は、特に「右手弾丸左民約、聆君撞起自由鐘 (右手に弾丸、左手に『社会契約論』をもって君が自由の鐘をつくのを聞く)」という詩を作り、西洋思想を武器として革命を唱道しつつ爆弾を研究・製作していた馬の英姿を浮き彫りにしたことがある¹⁹。

近代西洋の自由・平等学説を翻訳する過程において、馬は同時期の日本では否定された「男女同権」に対して比較的早く関心を示した。1902年から1903年の間、馬はイギリスの社会学者ハーバート・スペンサーの『女権真論』、哲学者ジョン・スチュアート・ミルの『女性の隷従』などのなかで男女が平等の権利を有すべきとする論述を訳した。スペンサーの『女権真論』に基づいて「公理はもともと男女の別がなく」、男女を問わずにすべて平等の権利をもち、「男女同権とは自然の真理である」と述べた。天賦人権思想によれば、「人生は平等自由の天則に従うべきであり」、「女子に政権を与えることは、もともと第一の感情 (自然) から生まれた」ものである²⁰。それゆえ、家庭において夫婦同権を貫くべきであり、社会において女子が職業の自由選択権、選挙・被選挙権、参政権及び政策論議権なども有するべきであると力説した²¹。馬は、「男女同権」と民主共和を同列に論じ、ヨーロッパが近代文明社会に入ったのは、まさに「君民間」及び「男女間」の革命闘争による経験からであるという。従って女子が「男人之奴僕 (男子のしもべ)」であるという目下の状態を打破すれば、必ず革命が起こると提言した²²。ここに、馬は「男女同権」が政権交代、国家開化

¹⁷ 陳玉堂編『中国近現代人物名号大辞典 (全篇増訂本)』(浙江古籍出版社、2005年)、24頁。

¹⁸ 同上、904頁。

¹⁹ 柳亜子「懐人詩」(中国革命博物館編『磨劍室詩詞集』上、上海人民出版社、1983年)、37頁。

²⁰ 馬君武「斯賓塞女権篇」(莫世祥編『馬君武集』華中師範大学出版社、1991年)、16-17、26頁。原文は「公理固無男女之別也」、「男女同権者、自然之真理」、「人生当依平等自由的天則」、「与婦女以政権、乃自第一感情而生」である。

²¹ 馬君武「弥勒約翰自由原理」、「弥勒約翰之学説」(同上『馬君武集』)、76、143、145頁。

²² 同上「弥勒約翰之学説」、142、145頁。

の程度と緊密に繋がっていると考えていることがよく窺える。

また、馬は女性の天職がすなわち家政であるという観点から独自の見解を引き出した。馬によれば、ポーニー、スー（北米インディアン民族の一つ）における強制して使役される女性であろうと、フランスにおける地位の高い女性出納係であろうと、門閥を一步も越えようとしないトルコ貴婦人であろうと、すべて女性の真の身分ではないと述べ、政治上の権利を行使できてこそ、初めて女性の真の身分であると言えると結論を下した²³。

馬のほかに、もう一名の唱道者は金天翻（1873～1947）である。金は、江蘇省の呉江県出身で、字は松岑、号は鶴望、金一とも称し、麒麟・天放楼主人・愛自由者などの筆名を用いた。若い頃に江陰南菁書院を中退した後に故郷で教育事業を始め、呉江県における最初の女子学堂である明華女学堂を創設し、「中国女界のルソー」と称えられる。著書・訳書としては『女界鐘』、『三十三年落花夢』（原著は宮崎滔天『三十三年の夢』）などがある²⁴。1903年、『女界鐘』は上海の大同書局から刊行された総87頁の小冊子である。総発行所は後述する近代中国における初期の女子教育機関として知られる愛国女学校である。これは中国で女権革命をはっきりと述べた最初の専門書作であるのみならず、女権を提唱した画期的な著書と言われている。この著書がひとたび出版されると、当時の中国知識界において大きな反響を呼び、特に金の女権理論はのちに婦女解放の提唱者によって頻りに引用された。『女界鐘』に対して、中国において最も早く出版された婦女雑誌の一つである『女子世界』は以下のように評価した。

大声撞破深閨夢。 大声で深窓の夢を突き破り、
 盲霧衝開映日輝。 濃霧は吹き散らされ、日が照り輝く。
 漫説同胞雌伏慣。 今に同胞は雌伏することに慣れるどころか、
 会看空際一雄飛。 大いに雄飛する姿を見るだろう²⁵。

馬君武と同様、金は主にスペンサー、ミルなどの天賦人権思想をもとに「男女同権」を主張し、さらに彼独自の見解を示した。

まず、「二十世紀の世界は女権革命の時代である」という背景の下、金は「民権と女権は蝉聯（蝉の声のように連なり続く）附萼（萼と子房）のように成長してとどめることはできない」と宣揚した²⁶。ここでの民権とは、女子を含む国事参加の権利を指す²⁷。

次に、金は「女丈夫（勇婦）」、「娘子軍」という女子英雄主義を唱え、そして「聖女」と称され

²³ 前掲「斯賓塞女権篇」、25-26頁。

²⁴ 前掲『中国近現代人物名号大辞典（全篇増訂本）』、793頁。また「侯官林女子叙」（『女界鐘』、夏曉虹編『中国近代思想家文庫 金天翻、呂碧城、秋瑾、何震卷』中国人民大学出版社、2015年）、4頁。

²⁵ 「読女界鐘感言」（『女子世界』4-5期、1906年、「文芸」欄、のち『女子世界』3冊、線装書局、2006年）、1542頁。

²⁶ 前掲『女界鐘』、7、25頁。原文は「民権与女権、如蝉聯附萼而生、不可遏抑也」である。

²⁷ 須藤瑞代「近代中国的女権概念」（『山西師範大学学报』1期、2005年）。

るフランスの民族英雄であるジャンヌ・ダルク、「中国史上初の女子外交官」と称される西漢の馮嫪などを挙げる。彼によれば、危難にさらされている中国に対しては、「張女界之革命軍（女界の革命軍を増やす）」べきであり、男子の責任のほか、「匹婦亦与有責（女子も責任を有するべき）」と明言した²⁸。

さらに、鈴木力²⁹著『活青年』のなかの男女有別論に対しても、金は鋭く批判して、これがまったく「悖謬悪劣（道理に反して劣悪なこと）」であるとみなし、鈴木を「女界の大罪人」類に入れた³⁰。金によれば、鈴木の見解は「論理に合わない話であり、そして、その女権への蔑視も国民の半分に恨まれるものといえよう。……それが日本女子の教育と特性を十分に表している」と述べ、「我が中国が鈴木の後塵を拝しているものは、鈴木の内ゆる『死青年』である」と直言した³¹。

最後に、金は、日本「良妻賢母」養成のための家政、裁縫科目の設置に賛成しなかった。この点について、翌1904年、彼により創立された明華女学堂の章程からよく窺える³²。未設置の家政科目について、金は以下のような分析を行った。

なぜ家政を設置しないのかというと、あの家政という学問は単純簡便であり、口で言って手で描けば、三日もかからずに習得できる。そして、わが中国の家族主義は、二千年前からすでに大いに発展していた。……家政の範囲に関する説は、広狭二つの意味がある。俗世間のいわゆる「家政」とは、繁雑なことを重んじ、実に狭義のものである。私のいわゆる「家政」とは簡潔で分かりやすく、実に広義のものである。俗世間のいわゆる「家政」とは、米、塩のような些細なことに対し、必ず自分で細大漏らさず行うことである。……私のいわゆる「家政」とは、育児、衛生から経済、法律、用人、行政に至るまでの主要な分野にわたり、しっかりと国家の雛形をなすが如くである³³。

ここで、日本型「良妻賢母」理念にこだわる狭義の家政とは異なり、金は家を治めるのが国を治めることと通じ合うという認識に基づき、彼の心の中の家政は広義の家政に属し、すなわち一家の

²⁸ 同上『女界鐘』、7、10頁。

²⁹ 鈴木力（1867～1926）は、号は天眼。明治・大正時代のジャーナリスト。1893年秋山定輔創刊の『二六新報』主筆となる。1898年『九州日の出新聞』、1902年『東洋日の出新聞』を創刊して社長となる。孫文の辛亥革命を支持した。上田正昭ほか監修『日本人名大辞典』（講談社、2001年）、1017頁。

³⁰ 鈴木力『活青年』（博文堂、1893年）、2頁。また前掲『女界鐘』、21頁。

³¹ 同上『女界鐘』、21頁。原文は以下の通り。

「不合于論理之言、而其蔑視女権、亦可謂開罪于国民之半部矣。……此亦足以代表日本女子之教育与特性。……吾中国歩鈴木力之後塵者、則鈴木之所謂死青年也。」

³² 「明華女学章程」（『女子世界』2期、1904年、「専件」欄、前掲『女子世界』1冊）、155頁。

³³ 「前掲『女界鐘』、9、22頁。原文は以下の通り。

「家政何以不与也。夫家政之為学、単純而簡捷、口講手画、不三日而畢矣。且吾中国家族主義、二千年已大發達。……家政之界、説有広狭二義。世俗所謂“家政”。繁賾委重、其實則狭義者也。吾所謂“家政”、清通簡要、其實則広義者也。世俗所謂“家政”、米塩瑣屑、巨細必親、……吾之所謂“家政”、自育児、衛生至于經濟、法律、用人、行政、犖犖數大端、隱然如国之雛形。」

切り盛りをする過程において、それに応じて国を治める能力をも培うことができるのであり、たとえ日常生活と関係がない各専門学科でも用途が広いものであると認めた。このように、狭義の家政より、金は「経済、法律、哲学をもってその理想を導き、そして物理、化学、測図をもってすべて実行させたほうがよい。かの倫理とは、実に家政を含むものである」という結論を出した³⁴。また、狭義の家政について、金は家政がすなわち夫を助けることだという俗世間の陳腐な観念を捨て、現今文明の夫婦として互いの従属から抜け出してともに一家の切り盛りをすべきであると提唱した³⁵。

以上からわかるように、日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論の始動期において、女学振興・国家富強に注目した在日中国人留学生という賛成派も、「男女同権」を主唱した馬君武・金天翮という反対派も、その理念を直接に取り上げて議論することはなかった。ただ将来の中国女子教育像を模索する過程において「良妻賢母」養成に関連した授業科目に多少言及したに過ぎない。ところが1904年末に至ると、「良妻賢母」理念をめぐる直接議論が本格的に開始する。

Ⅲ. 「良妻賢母」をめぐる議論の展開期（1904年末～1912年初）

管見の限り、1904年末に蘇英が蘇蘇女校の開校式で演説を行い、当時の中国で流行っている日本型「良妻賢母」理念に対して反駁を行ったのが、近代中国における「良妻賢母」に対する初めの議論であろう。その冒頭において、蘇は次のように述べている。

今二十世紀における女権革命の秋にあたり、……（また）一種の人間がある。彼らも少しばかり文明や新学を齧ってはいるが、頭の中の腐った悪い遺伝性は取り除けない。彼らの希望では、我が同胞姉妹に教育を受けさせて学問があるようにさせると言うが、結局のところ、ただ良妻賢母の資格を得るのみに過ぎない。母教とか、内助（賢妻）とかなんとか言っているが、依然として男子の高等奴隸、異民族（日本）に輪をかけた奴隸であるに過ぎない³⁶。

蘇は近代中国における女学唱道の代表者として、鄭観応、梁啓超、経元善、康同薇らにより唱道された「母教」・「内助」式の女子養成に反駁し、「良妻賢母」が何一つ取り柄のない「高等奴隸」を養成することに等しいとみなした。そして、前文で述べた馬、金と同様、女権時代の趨勢に従う蘇は女子の自立精神を提唱し、特に国家富強のための政治活動に積極的に身を投じるべきであると励ました。

³⁴ 同上、23頁。原文は「寧以經濟、法律、哲學導其理想、而以理化、測繪致諸實行」である。

³⁵ 同上、8頁。

³⁶ 蘇英「蘇蘇女校開學演説」（『女子世界』12期、1904年、前掲『女子世界』3冊）、1043-1044頁。原文は以下の通り。

「如今二十世紀女権革命之秋。……有一種人。他也常窺見文明的皮毛。新學的膚殼。但是頭中那些腐敗惡劣的遺傳性剷除不能淨盡。照他們的希望。就使吾們同胞姊妹都講了教育。有了學問。到頭來不過巴結到一個賢母良妻的資格。說什麼母教。說什麼內助。還是男子的高衙奴隸。異族的双料奴隸罷了。」

一方、その時期における女子教育思潮の高まりを背景に、各省が先行して、雨後の筍のように近代女子学堂を設立した。特に1907年3月、清政府が「奏定女子小学堂章程」と「奏定女子師範学堂章程」を公布したことは、日本から導入された「良妻賢母」が女子養成の指導理念として本格的に中国教育のシステムに載せられたことを示している。それと同時に、「良妻賢母」に焦点をあてる議論も盛んに行われてきた。以下、「良妻賢母」認識の多様化について具体的に述べたうえで、代表的な論争として陳以益と宋恕の論争を取り上げてそれぞれ検討しておきたい。

1. 「良妻賢母」認識の多様化

前述した始動期と同じように、その時期における「良妻賢母」の提唱は依然として家庭教育と国家富強の緊密性に注目して展開されたが、多様化の様相を呈してもいた³⁷。例えば、「良妻賢母」の過渡期説、日本教習の唱えた日中連帯説、家庭の職業教育説³⁸などがある。紙数の制限のため、ここで前二者を例として検討を加えたい。

1907年、『東方雑誌』に掲載された「論女学宜先定教科宗旨」という文は、「良妻賢母」がただ教育進化の一つの段階にすぎないと指摘した。具体的には以下の通りである。

今（中国に）女学を創立する趣旨は、……まず「良妻賢母」から始まる。十九世紀以前、欧米・オーストラリア諸国の女学は、すべて「良妻賢母」派を主とした。ミルらの天赋人權、男女平等説が広く行われたあと、各国女学の方針はこのために一変した。米国の女子はまず議会への加入を求め、ドイツ、フランス両国及びオーストラリアの女子は、続いて参政権を奪い取った。……日本は西洋諸国に習って「良妻賢母」派を手本として全国で押し広めた。二、三年前になって、「非良妻賢母」の提唱者が次第に出現し始めた。しかし多数の教育者は、現下の日本女学の情勢において、「良妻賢母」派が依然として今の社会に適すると言っている。……日本……の教育レベルはきっと我が国より数倍上であるので、我が国における女学設立の方針として採用すべきである。……それゆえ「良妻賢母」派と「非良妻賢母」派は、必ず「良妻賢母」派か

³⁷ 例えば、1906年の『順天時報』には、「敬告我女国民同胞」という文が載せられ、「学問のある文明の女子は、賢婦となり、賢母となり、家庭教育を主張できる。これは国家と密接な関係があるゆえ、重視すべきである」と強調した。翌年同紙は「記日本女子教育発達」を掲載し、「良妻賢母」と家庭の重要性を述べ、「良妻賢母」が男子の「遠大な事業に一意専心する」ための保障であるとした。また、松井次郎の「子女がまずまことの母教を受け、ひとたび入校すれば、平坦な道を駿馬に乗って駆け回ることのようである」という言論を引用し、「家のなかの児女はすべて母教に頼るために、女子は教育を受けなければ、家庭教育法を知ることとは決してできない」と強調した。国外の場合、1907年、留日女子学生の清如は「論女学」を発表し、体質、徳性、家、国、種族という五つの面から論述して「我が女学を振興するのは、天下の母たるものの模範を正しくするためである」という結論を下した。「敬告我女国民同胞」、「記日本女子教育発達」（李又寧・張玉法主編『近代中国女権運動史料 1842-1911』上、龍文出版社股份有限公司、1995年）、425、287頁。また、清如「論女学」（『中国新女界雑誌』2期、1907年3月5日付、「論著」欄、のち『中国新女界雑誌』台湾幼獅文化事業公司、1977年）、1頁。

³⁸ 競男「家庭的職業教育」（『女子世界』13期、1905年、「教育」欄、前掲『女子世界』3冊）、1159頁。

ら始まり、そのあと「非良妻賢母」派に進む。教育進化の順序の然らしめるところ、……必ず通らねばならない段階であるだろう³⁹。

その文は主に欧米や日本女子教育をもとに教育進化の過程を示し、また今の段階にある中国女子教育に対して「良妻賢母」理念が最適な選択であると指摘し、そのうえ西洋に倣っている日本の「良妻賢母」の養成モデルを参考とすべきであると提言した。

また、その時期に中国の招聘を受ける日本人教習は大規模に渡清し、「良妻賢母」の中国での伝播の力の一つともなった。例えば、1906年9月30日、日本人教習の筆頭として、当時中国における最高学府の京師大学堂師範館（現北京師範大学の前身）に勤めていた服部宇之吉は江亢虎が設立した女学伝習所の開校式で講演を行い、「良妻賢母」理念について以下のように語っている。

およそ一国の女子教育の目的を定めることは非常に難しく、必ずその国の文明の性質と程度を研究しなければならない。……西洋各国の女子は、すべて独立自活できる方法を求めた。……我が東アジアは、文明の性質と風俗習慣がそもそも西洋とは似ていないだけでなく、その将来的な変化の様相も彼等とは異なる。……それ故、我が中国の女子教育は必ず賢母良妻を養成することを目的としなければならず、専ら独立自活できる女子を養成するのではないというのは、ここにこそその理由があったわけで、無闇に日本の例を引いたわけではない⁴⁰。

服部は中国の女子教育問題を語る際、西洋の風俗習慣と異なる「東亜」の伝統の継承という点で日中連帯を強く意識している⁴¹。初めの挨拶において、「予思女子教育之当務端唐二公言之詳矣（予は女子教育の急務であることを端唐二公に詳しく説明しようと思う）」と述べる。「端唐二公」とは、

³⁹ 「論女学宜先定教科宗旨」（『東方雑誌』4巻7号、1907年、「教育」欄）。原文は以下の通り。

「今日辦理女学之宗旨、……先從賢母良妻入手。十九世紀以前。欧美澳諸国女学均主賢母良妻派。自弥勒約翰輩天賦人權。男女平等之說大行而後。各国女学方針為之一變。美国女子首先要求入議會。德法两国及澳洲之女子。繼起而争参政權。……日本学步欧西。師法賢母良妻派。推行全国。至二三年前始漸有以非賢母良妻之說倡者。然多数之教育家。則謂日本女学之現勢。仍以賢母良妻派為適宜于今日之社会。……日本……其教育程度必高出于吾国数倍。而吾国創辦女学之方針。当知所折也。……故賢母良妻派与非賢母良妻派……必先由賢母良妻派而後進于非賢母良妻派者。教育進化之順序使然……必經之階級焉。」

⁴⁰ 服部宇之吉「女学伝習所開学演説」（『学部官報』4期、1906年10月28日付、「付録」欄。のち国立故宫博物院『学部官報』1冊、台湾国立故宫博物院印行、1980年）、103頁。原文は以下の通りである。

「夫定一国女子教育之目的為事甚難。必考究国文明之性質与程度。……西洋各国女子皆必求独立自活之法……我東亞則文明之性質及風俗習慣本不似西洋。其将来变化之局面亦与彼異。……故予謂中国女子教育必以造就賢母良妻為目的。而不可專造就独立自活之女子者職是之由。非敢妄援日本例也。」

⁴¹ 1898年に近衛篤磨は「清国保全論」を提出し、言論界の注目を浴びていた。近衛が「東洋の前途は、終に人種競争の舞台を免れない。……最後の運命は、黄白兩人種の競争にして、此競争の下には、支那人も、日本人も、共に白人種の仇敵として認められる」立場にしっかりと立たねばならない。また「支那人民の存亡は、決して他人の休戚に非ずして、日本人自身の利害にも関するもの」であり、このままでは白人帝国主義の犠牲になってしまいかねないという危機感を背景に、中国との連携によって欧米帝国主義に対して抵抗すべきだと力説した。その「清国保全論」という背景の下に、服部は日中連帯の利点をもとに演説したものと考えられる。近衛篤磨「同人種同盟 附支那問題の研究の必要」（『太陽』4巻1号、1898年1月1日付、「論説」欄）。

両江総督の端方と吏部侍郎の唐景崇を指す。講演の末尾には「皇太后聖明」という用語を使っているため、政府の高官や学部の官僚が同席した可能性は高い。その結果、間もなく「良妻賢母」理念は西太后からの承認を得た⁴²。

2. 陳以益と宋恕の論争

「良妻賢母」の賛成派の増加に伴い、その理念を直接的な反駁対象とするものも多くなった。そのなかでも、陳以益と宋恕が代表的な人物とすることができる。

陳以益(1871~?)は、江蘇省の江陰出身で、号は松竹梅齋主人、陳志群、陳勤とも称する。1904年に丁初我、曾孟朴とともに『女子世界』という雑誌を創刊し、伝統的な礼教を批判して男女平等を唱道した。上海にいたとき、陳は常に秋瑾と付き合っ親友になり、そのあと正義のために死んだ秋瑾を記念するために呉芝瑛、徐自華の協力で『神州女報』を創刊し、そして1909年に『女報』をも創刊して編集長を担当した⁴³。陳は女学振興のために奔走し、「女学が盛んになれば男学も必ず盛んになり、女種が強ければ男種も必ず強くなる。……女子教育がなければ、ただちに全国的女子は無能となり、さらに間接的に全国の男子も無能となる。これは亡国の大きな原因である」と指摘した⁴⁴。また、彼は日本から導入された「良妻賢母」理念に対して反撃を行った。1909年2月に陳は「男尊女卑与賢母良妻」という文を発表している。その冒頭部分は以下の通りである。

男尊女卑という謬論は、だれもが知っている。今、天下に女学が林立し、そのような謬論をとうに一掃してしまった。しかしまた「前門の虎、後門の狼」のとおり、「良妻賢母」という主義が日本から伝わってきた。……「良妻賢母」主義が男尊女卑の謬論と違うとでもいうのか。今の女学校は、終始にわたり「良妻賢母」の養成を成果としている。「良妻賢母」とは、普通の智慧をもって普通の能力があり、そして夫を助けて子女を教育できる者のことである。もしそれが女子の性質であれば、まさか夫を助けて子女を教育するだけにとどまって独立できないということがあるか。あの男子教育では、さまざまな専門的な学問が伝授されるが、女子の場合、普通の知識ばかり教えられるのにとどまるのは、男性を重んじ女性を軽んずることではないか。男尊女卑という謬論と同様ではないか、いわゆる平等とはどこにあるのか、いわゆる平等な権利とはどこにあるのか。……(私は)日本の学制を考察したことがある。男子は小学校、中学校、高等学校、大学があり、女子は小学校があつて中学校がない。高等女学校とは、

⁴² 「豫教女学堂慶賀万寿並周年記念会演説」(前掲『近代中国女権運動史料 1842-1911』下)、1121-1122頁。

⁴³ 前掲『中国近現代人物名号大辞典(全篇増訂本)』、683頁。

⁴⁴ 陳以益「女子教育」(『臨時増刊：女論』1巻4号、1909年9月28日付、「附論」欄)。原文は以下の通り。「女学盛者男学必盛。女種強者男種必強。……無女子教育。則直接廢全国之女子。更間接廢全国之男子。為亡国之一大原因。」

男子中学校のレベルに等しく、女子大学とは、男子の高等学校のレベルに等しい⁴⁵。

以上からわかるように、陳は日本女子教育の実状に着目し、「良妻賢母」式的女子養成が昔の男尊女卑に異ならず、女子の高等教育を受けるべき権利がまったく抹殺されていると指摘した。換言すれば、「良妻賢母」は虎から狼への転換のように、ただ表面・形式を改めた「男尊女卑」に過ぎない。続いて彼は以下のように述べている。

日本が一等国だというのは、露国に勝ったからである。西洋人は日本軍人が家で「良妻賢母」が家事を切り盛りするゆえに安心であるなどと言う。実は日本軍人というのは日本がぜひとも勝たなければならない地位にあつてだれもが危機感を覚えるので、命を顧みずに戦うのである。……日本の教育は、ただ女子を利用して男子の事業を助けるのみで、女子は自分の事業を行うことができない。……日本に倣うべきではない。……他人の母となり、他人の妻となり、聞こえがいいように「賢母」、「良妻」と言っているが、実際は男子の高等奴隷である。……今の良妻賢母について、まず女子に僅かな知識を教え、その後に依然としてこき使う。これは高等下女の教育というものである。……謹んで女学界に告げる。良妻賢母を主義とせず、女英雄、女豪傑を目的とすべきである。……日本が流した害毒をぜひとも一掃しなければならない。……女子に男子と同じような教育を施し、女子に男子と同じような権利を与える。……（そうすれば）、女学と女権の発展は、近い将来に実現する⁴⁶。

陳によれば、「良妻賢母」は依然として利用される側にあつて男子の付属品となり、女子が知識を学んでも高等奴隷や高等下女の地位から抜け出せないと認識されていた。そして国家存亡の瀬戸際にあつて「教育者は被教育者が聖賢となることを期待すべきであり、被教育者が凡人となることは期待すべきではない」とも述べている。「聖賢」とはすなわち「女英雄」・「女豪傑」のことを指す。陳の見解は当時の言論界に一時的な影響を及ぼした。ここで強調したいのは、陳がその文において

⁴⁵ 陳以益「男尊女卑と賢母良妻」（『女報』1巻2号、1909年2月付、「論著」欄、張梅、王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』3巻、生活・読書・新知三聯書店、1977年）、482-483頁。原文は以下の通り。

「男尊女卑之謬説、尽人而知之矣。今天下女学林立、早将此等謬説掃除浄尽。而復前門拒虎、後門進狼、賢母良妻之主義自日本伝染而來。……賢母良妻之主義、非与男尊女卑之謬説二而一、一而二者乎！今之女校、一以造成賢母良妻為事。夫賢母良妻也者、具普通之智慧、有普通之能力、而能襄夫教子之謂也。若是則女子之性質、豈僅能襄教而不能独立者乎！彼男子之教育、授種種之専門學問、今于女子則僅授以普通之學識而止、非重男輕女耶？非与男尊女卑之謬説相当耶？所謂平等者何在？所謂平權者何在。……嘗考日本學制、男子有小学、中学、高等、大学、女子有小学而無中学。所謂高等女学校者、程度与男子中学等。所謂女子大学者、程度与男子高等等。」

⁴⁶ 同上、483-484頁。原文は以下の通り。

「日本之所以為一等国、以勝露故耳。西人謂日本軍人、家為賢母良妻料理家事、故得安心以哉云云。實則日本軍人、因日本处于不可不勝之地位、人人自危、遂致死以戰耳。……日本之教育、僅能利用女子以助男子之事業、女子不能自為事業。……不能効法日本。……為他人母、為他人妻、美其名曰賢母、曰良妻、實則男子之高等奴隷耳。……今之賢母良妻、先与女子以少許之教育、而仍奴之、此所謂高等下女教育也。……謹告女学界、其勿以賢母良妻為主義、当以女英雄女豪傑為目的。……日本之流毒、不可不去。……与女子以男子同等之教育、即与女子以男子同等之權利、……女学与女権發達當有日矣。」

「良妻賢母」という言葉の後に「主義」を加えたことである。中国に導入されたこの女子教育理念は十年余りの発展を経てすでに体系化されたと言えるであろう。

なお、「女英雄」・「女豪傑」の養成という主張に呼応して、柳亜子は特に以下の二つの詩を作って「良妻賢母」理念に対して反駁したことがある。

腐儒偏喜談家政、 腐れ儒者は、家政を談ずることをひたすら好み、
賢母良妻論可嗤。 良妻賢母の論は、鼻で笑うだけである。
是好女兒能獨立、 良き女子は、独立することができるのだから、
何須雌伏讓須眉。 どうして雌伏して男子にその地位を譲ることがあろうか。
……

百篇枉讀劉中壘、 劉向の百篇の文を読んでも空しく、
只愛當年聶隱娘。 ただ当時の聶隱娘（女刺客）を愛するのみである。

教育方針近若何、 教育の方針は近頃どうか、
我言不畏人譏訶。 私の言論は、人に皮肉られて責められることを畏れない。
良妻賢母真齷齪、 良妻賢母など、まことに下劣であり、
英雄女傑勤揣摩。 女英雄・女豪傑のことを、よくよく考えてほしい⁴⁷。

陳の観点に対して間もなく、宋恕（1861～1910。宋衡とも、字は平子、号は六齊、浙江省の温州出身。近代中国における著名な啓蒙思想家、陳虬、陳黻宸とあわせて「浙東三傑」と併称⁴⁸）は「論女子教育之賢母良妻主義与男女平等平權主義不相反而相成」という文を書いて逐一反駁した。その内容は主に下記の三点に要約される。

まず、論理学に通じた宋は、文の冒頭において「因明学（古代インドに起こった仏教の論理学、物事の正邪・真偽を論証する法）とは、東洋の論理学である。能立（誤謬の無い正しい論法）、似能立（能立の論法の不正なもの）、能破（敵の理論を正しく論破すること）、似能破（誤った能破）という四つの大要に分けられる。今の女子教育で論争となっている良妻賢母主義は、間違いなく能立に属する」と述べる⁴⁹。さらにその理念が合理的な存在だという見解を証明するため、宋は以下のように論じている。

論理学において、およそ甲主義を責めるには、まず甲主義に反対する主義がどれだけあるかと

⁴⁷ 柳亜子「『神州女報』題詞為陳志群作」、『題留溪欽明女校写真為天梅作』（前掲『磨劍室詩詞集』上）、54、62頁。

⁴⁸ 前掲『中国近現代人物名号大辞典（全篇増訂本）』、578頁。

⁴⁹ 宋恕「論女子教育之賢母良妻主義与男女平等平權主義不相反而相成」（胡珠生編『宋恕集』上、中華書局、1993年）、445-446頁。原文は以下の通り。
「因明学者、東洋之論理学也。有能立、似能立、能破、似能破之四大要別。若今女子教育争端之賢母良妻主義、則確属于能立。」

いうことを確認しなければならない。……今、良妻賢母主義に反対する主義がどれだけあるか。二つである。一つは不母不妻主義、すなわち不嫁（嫁がない）主義である。もう一つは母而不賢・妻而不良（母として賢でなく、妻として良でない）主義である。今、甲主義（良妻賢母主義）を責めようとするならば、何の主義に立つのか。乙主義（不嫁主義）に立つのか。不嫁主義というものはいわゆる特別主義である。どうしても普通教育に用いることはできない。普通教育に用いれば、種族はほどなく滅亡するだろう。教育の目的はどこにあるのか。この乙主義は能立に属さない。では、丙主義（母而不賢・妻而不良主義）を支持するのか。ならば聞くが、甲を責める諸公のなかで母から生まれていないものがあるか。母が賢であれば、それを深く慶びとしない者はいないだろう。母が賢でなければ、それを深く悲しまない者はいないだろう。妻については、これを有する者も有さない者もいるが、心の中で自分の妻が良であることを望まず、良でないことを望むものはいないだろう。このように、丙主義は能立にも属さない。賢良主義に反対する主義は乙、丙にとどまるが、乙、丙はいずれも能立ではない。この甲主義は尽未来際（仏教用語、ここでは長期的なものかどうか分からないという意味）であるが、人類は依然として母より生まれるので、能破ではない⁵⁰。

つぎに、平等平権主義をもって「良妻賢母」主義を責める人々に対し、宋は法律哲学を武器に反駁した。平等平権を追求することは正しいが、「良妻賢母」を責めることは間違いと彼は述べ、それと同時に「平等の反対語は不平等、平権の反対語は不平権で、良妻賢母主義とは何の関係もない。良妻賢母主義がまさか不平等、不平権の代名詞というわけではあるまい」と詰問している⁵¹。ここで、宋は英米両国を具体例として、その国内の「良妻賢母」数が多くても全く中国には劣っていないと指摘し、「男女が平等であればあるほど権利が平等になり、良妻賢母も多くなる」という結論を下す。また、現在の中国の情勢に基づいて、法律の制定・改正が最も差し迫ったことであるとも強調している⁵²。

最後に、陳の「女英雄」、「女豪傑」式の養成教育に対し、宋は完全に否定的な態度をもち、以下のように述べている。

⁵⁰ 同上、446頁。原文は以下の通り。

「蓋于論理学、凡欲攻甲主義、必先認確反对甲主義之主義有幾、……今試認賢母良妻主義之反对之主義有幾乎？則有二耳：其一曰：不母不妻主義、即不嫁主義是也。其一曰：母而不賢、妻而不良主義是也。今欲攻甲主義者、将安所持乎？将持乙主義乎？夫不嫁主義、所謂特別主義也。無論勢必不能施之于普通教育、仮曰能之、則種族屈指滅尽。教育目的何在？是乙主義必非属于能立者矣。将持丙主義乎？則試問攻甲諸公有一無母而生者乎？公之母而賢歟？公有不深以自慶者乎！公之母而不賢歟？公有不深以自悲者乎！至于妻、公等雖或已有、或未有、然方寸中有一不願其妻之良而願其妻之不良者乎！是丙主義亦必非属于能立者矣！夫反对賢良主義之主義、既止有乙、丙、而乙、丙既皆必不能立、則此甲主義雖窮未来際、但使人類尚須有母而生、則必不能破矣！」

⁵¹ 同上、447頁。原文は以下の通り。

「夫平等之反对、不平等耳；平権之反对、不平権耳、与賢母良妻主義何涉？夫賢母良妻主義者、豈不平等不平権之代名詞乎！」

⁵² 同上。原文は「夫男女等愈平、権愈平、則賢母良妻愈多」である。

もし英傑が普通教育の主義として立てられるならば、まったく英傑という言葉の原理に背くものである。功績や言論の分野の英傑はおおよそ天分が七割、個人的努力が三割を占め、人徳の分野の英傑は完全に天分によるものである。それ故に女子教育の極めて弱い国であっても、女英傑が現れないことはない。女子教育が極めて盛んな国でも英傑が数多く現れるわけでもない。大変なことである。女英傑は普通教育と密接な関係があるわけではないのである⁵³。

要するに、「良妻賢母」が男尊女卑の置換体であるという陳の観点とは逆に、宋は「良妻賢母」を平等平権の産物と文明の象徴とみなし、そして「良妻賢母主義は平等平権主義とは対立せず、互いに助け合う」関係であると立論した。

IV. 「女国民」の出現と「良妻賢母」

1. 「女国民」の出現

女性の社会進出の増加に伴い、女性の知識人を中心とする集団は続々と作られていった。男性の知識人の多くが言及する「母教」に対して、それらの女性の知識人は異なる価値観をもつ。すなわち「女国民」の養成を目指すということである。

「女国民」は、20世紀初頭の清末において、「国民」概念の基礎のうえに、金天翮により提起された「国民の母」によって、導き出された概念である⁵⁴。その言葉は、在日中国女留学生である林宗素、胡柳夏らにより1903年4月8日に「拒俄（反ロシア）運動」に参加するために東京で設立された「共愛会」の発足の辞に初出する⁵⁵。当時の定義によると、「女国民」とは国家思想・政治思想をもち、そして西洋女権運動の経験を自分の行うべき任務とする社会の一員を指す⁵⁶。「良妻賢母」の養成に対して、「女国民」は明らかに異なる養成の道を選んでいると言える。近代中国における女権運動の首唱者、中国女子教育の先駆者である呂碧城が述べた通り、「女子は国民の母である。どうして子女を教育する責任を逃れようか。そのほかのことを言おうとしても、女子の義務はそれに尽きるとされるのは、極端なことである」と言われる⁵⁷。ここで、呂は「良妻賢母」の養成に決して反対はせず、その理念を女性生活の全部とすべきではない点が重要だと強調した。

⁵³ 同上、448頁。原文は以下の通り。

「苟英傑可立以為普通教育之主義、則与英傑之名詞之原理已大相背矣、何況立功立言之部之英傑大抵天分居其七、人力居其三、立德部之英傑則且全系天分。故雖女子教育極衰之國、亦未嘗無女英女傑、而極盛之國、英傑亦不數數見。偉哉！女英女傑与普通教育無密切之關係者耶！」

⁵⁴ 呂美頤「近代中国における『女国民』概念についての歴史的考察」（早川紀代編『東アジアの国民国家形成とジェンダー：女性像をめぐる』青木書店、2007年）、214頁。

⁵⁵ 「日本留学女学生共愛会章程」（『江蘇』2期、1903年5月27日付、「留学界」欄、前掲羅主編『江蘇』1-2期）、387頁。

⁵⁶ 「同邑楊女士序」（前掲『女界鐘』）、5頁。

⁵⁷ 呂碧城「論某督札幼稚園公文」（『女子世界』9期、1904年、「女学文叢」欄、前掲『女子世界』2冊）、847頁。原文は以下の通り。

「女子者。国民之母也。安敢辭教子之責任。若謂除此之外。則女子之義務為已尽。則失之過甚矣。」

一方では、女性の知識人は唱道文を通じてまことの「女国民」になることを積極的に鼓吹した。龔圓常の『男女平権説』（『江蘇』4期）、陳擷芬の『独立篇』（『女学報』2年1期）及び劉瑞平の『敬告二万万同胞姊妹』（『女子世界』7期）などといった文は、国家・民族の滅亡を救い生存の道を探し求めて最後まで奮闘すべきであると女子に呼びかけた。また、各種の女性団体が続々と作られ、男性同胞と一緒に「戮力同心（力を合わせ心を一つにして）」、「掃前途之障礙、求來日之自由（前途の障害を排除して将来の自由を求めると）」というスローガンを掲げた。特に女性同胞が「良妻賢母への従属から抜け出し、自分自身を頼りにその驚天動地の事業を成し遂げ、政治界のなかに飛び入るべきであり」、「昔の主権を回復して新政府を建設」しようと提唱した⁵⁸。さらに、自発的に設立された女性の軍事団体も多くなった。例えば、武昌蜂起後、尚俠女学校の薛素貞により発起された「女民国軍」、陳婉衍の「女子北伐光復軍」、葛敬華、葛敬誠らの「女子軍事団」、吳木蘭、林復らの「同盟女子経武練習隊」及び沈佩貞の「女子尚武会」などがある⁵⁹。それらの団体は「男女本無軒輊（男女には本来優劣はない）」と宣揚し⁶⁰、女性が教育を終えれば再び家庭に戻るべきとする「良妻賢母」理念に反対した。1912年初、「国父」の孫中山は「復女界共和協済会函」を公表し、それらの女性の軍事団体に対して以下のように称賛した。

女界には人材が多く、……すでに各省の志士に匹敵している。勇躍従軍し、共通の仇に対して北伐したりするほどである。或いは赤十字会に身を投じて辛苦も厭わず、或いは気前よく資金を出したり、世論を鼓吹して国民の精神を振起したりすることは、すべてありありと知られている。将来女子が参政権を有するであろうことは、ますます必然の勢いである⁶¹。

2. 愛国女学校における「良妻賢母」教育の影響

上海は近代中国における中国人自営の女学堂の発生地として、日本型「良妻賢母」理念の最初の伝播地となったのは理の当然である。例えば、前述した中国女学堂、務本女塾などが挙げられる。

⁵⁸ 前掲「蘇蘇女校開学演説」、1043-1044頁。原文は以下の通り。

「撇脱賢母良妻的依賴性。靠自己一個人去做那驚天動地的事業。把身兒跳入政治界中。……光復旧主権。建設新政府。」具体的な活動について、例えば、1906年、愛国詩人の吳芝瑛は上海、南京において「女子国民捐」運動を発起し、「毀家紓難・同尽義務（家を犠牲にして国家の困難を救い、ともに義務を尽くす）」ことを提案した。1907年、上海、広東、四川などの地域の女子は「女子保路会」、「女界保存路鉞会」、「女子保路同志会」などの婦女団体を設置し、資金を調達する対策を協議し、外国勢力に収奪された鉄道と鉞山の所属権を取り返そうとした。それらの運動潮流のなかで多くの卓越した女性の革命者が出現した。例えば「女侠」の秋瑾、「女魂」の唐群英、「革命姊妹花」の尹銳志、尹維俊などが挙げられる。任彩紅「20世紀初年の中国女子国民捐運動」（『贛南師範学院学報』1期、2004年）。

⁵⁹ 上海社会科学院歴史研究所編『辛亥革命在上海史料選輯』（上海人民出版社、1966年）、587-598頁。

⁶⁰ 「尚俠女学代表薛素貞上陳都督書」（同上）、587頁。

⁶¹ 「復女界共和協済会函」（中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室ほか編『孫中山全集』2巻、中華書局、1982年）、52-53頁。原文は以下の通り。

「女界多才、……已与各省志士媲美。至若勇往從戎、同仇北伐。或投身赤十字会、不辭艱險。或慷慨助餉、鼓吹輿論、振起国民精神、更彰彰在人耳目。女子将来之有参政権、益事所必至。」

しかし同じ地域の愛国女学校は別の方向性を示していた。すなわち愛国心の養成を中心に自由教育を唱道し、特に革命救国の「女国民」育成を目指したのである⁶²。

1902年10月、蔣智由、黄宗仰が提議し、蔡元培、呉稚暉、陳夢坡らが発起人となった愛国女学校は上海の白克路登賢里寓所で設立され、12月2日に開校した⁶³。発起人はすべて教員を担当し、また数学者の王季同、植物学者の鐘憲邕、教育者の叶浩吾などは同校で勤めたこともある⁶⁴。翌年、蔡、王らの創刊した『俄事警聞』には「告全国女子書」という文章が掲載され、女子教育の目的を明確に示した。具体的には以下の通りである。

私たちは、毎日中国がもうすぐ亡びる、中国がもうすぐ亡びると言っている。……そのような話をあなたたち女子に聞かせれば、それは単に男子にだけ聞かせるような話だと答えるだろう。……あなたたち女子は……或いは紡績や、裁縫や刺繍をし、或いは家事を切り盛りして何斗の米、何斤の塩などを気にかけて……別のことに関心をもつ暇がない。……女子は愛国の思想や救国の責任がなければ……奴隷と同じでもある⁶⁵。

愛国女学校によれば、そのような家庭を中心とした女子思想は責任感のない「身家主義」にすぎず、女子もまた男子と同じように自立して「国家主義」ひいては「世界主義」という高遠な見識をもつべきであるという⁶⁶。また、愛国女学校は教育を通じて女生徒らの革命の自覚を促して反清革命の中堅勢力として育てることをも図った。その点について、1917年に蔡は愛国女学校で演説を行い、以下のように追憶している。

本校は設立当初、清末にあって革命性質をもっていた。当時一般の志士は清朝の政治が不良で国勢が急迫しており、重病にかかったかのようにであったのを見て、病いが長引いて治る見込みがない状態に至るのを恐れ、効き目のある処方を探して治す必要があると考えた。それゆえ一斉に立ち上がって革命を図ったのである。革命とはすなわち病気を治療する方薬である。……革命精神のあるところ、男女を問わずすべて提唱すべきである⁶⁷。

⁶² 馮自由『中国革命運動二十六年組織史』（上海三聯書店、民国滬上初版書復刻版、2014年）、70頁。

⁶³ 宋培基、錢斌「愛国女学成立時間考辨」（『史林』3期、2006年）、蔡元培「愛国女学三十五年来之發展」（高平叔編『蔡元培全集』7巻、中華書局、1989年）、147頁。また上海通社編『上海研究資料統集』（上海書店、1992年）、357頁。

⁶⁴ 「上海愛国女学校二十六周年記念刊」（同上『蔡元培全集』5巻、1988年）、98頁。

⁶⁵ 「告全国女子書」（『俄事警聞』3号、1903年12月17日付、「社説」欄、のち中国国民党・中央委員会党史史料編纂委員会編『俄事警聞』台湾中央文物供応社、1983年）、20-21頁。原文は以下の通り。

「我們天天說中国要亡。中国要亡。……這種話給你們女子聽到。恐怕你們總說是這單說給男子聽。……你們女子……或是做手工紡紡紗。縫縫衣。繡繡花。或是管家務。幾斗米。幾斤塩。……也沒有閑工夫管別事了。……女子要是沒有愛国的思想。救国的責任。……也和奴隸一樣。」

⁶⁶ 觀雲蔣智由「愛国女学校開学演説」（『女報』9号、1902年12月30日付、「附件」欄）。

⁶⁷ 「蔡子民先生在愛国女学校之演説」（『東方雜誌』14巻1号、1917年、「内外時報」欄）。原文は以下の通り。「本校初辦時。在滿清季年。含有革命性質。蓋當時一般志士。鑑于滿清政治之不良。国勢日蹙。有如人之罹重病。恐其淹久而至於不可救藥。必覓良方以治之。故群起而謀革命。革命者。即治病之方藥也。……革命精神所在。無論其為男為女。均應提倡。」

1905年、蔡元培は經理（校長）の職務を引継ぎ、さらに愛国女学校の趣旨をはっきりさせた。すなわちアレクサンドル2世を暗殺した、ニヒリズム党メンバーのソフィア・ペロフスカヤを手本にして、暗殺救国の任務を務める女性革命志士の養成を目指すことである⁶⁸。つまり、愛国女学校は表向きには女子教育機関であったが、実際には革命党の暗殺者の養成や爆弾開発の連絡拠点となった。暗殺の対象は主として清政府の高官であった⁶⁹。蔡によれば、「革命にはただ二つの道しかない。一つは暴動、もう一つは暗殺である。……暗殺は女子に一番ふさわしい。愛国女学校において暗殺の種を準備しておいた」と述べた⁷⁰。そして、同女学堂は優等生のために専門的な授業内容を増加した。例えば歴史はフランス革命史、ロシアニヒリズム史、物理・化学は爆弾の作り方を主とした⁷¹。しかし、その革命式的女子教育の状況は1907年までしか存続しなかった。それ以後、愛国女学校は暗殺救国から教育救国への移行を始め、通常的女子教育機関となった⁷²。

ここで強調したいのは、草創期における愛国女学校は経験不足のため、依然として日本型「良妻賢母」理念の影響を大きく受けていたということである。例えば、開校して間もなく、初代經理の蔣智由は東京に赴いて蔡元培に書簡を送り、そこに日本の「華族女学校規則」及び教科用書のリスト二枚を同封した。書簡のなかで、華族女学校では天皇や貴族・大臣の娘を主とするが、「今女学はまだ始まったばかりで」、特に「教授法がなくて困る」という背景の下、「華族女学校規則」は「教育の理に非常に適っており、大いに採用すべし」と提言した。蔣は華族女学校の学年、学級及び体操、唱歌、図画、習字などの科目を詳しく紹介しただけでなく、实用性に富む料理、裁縫科に対しても参考にするように薦めた。書簡の最後に、蔡の委託を受けた蔣は、「日本女学に関する書籍を即時捜し集め、手本とするために備える」ということを付言している⁷³。1903年以降、愛国女学校では、その章程の改訂・補訂過程において、唱歌、図画、家事、裁縫といった科目が次第に加えら

⁶⁸ ニヒリズム党は、ロシアから日本を経て中国に導入された言葉として、1900年の『紹興白話報』に初出し、党派の帰属や暗殺手段を目的とすることを多く指す。楊哲「『虚無党』話語在中国：从传入到传播（1900-1930）」（『現代哲学』6期、2016年）。

⁶⁹ 趙玉成「从暗殺救国到教育救国：蔡元培時代的『愛国女学』」（『上海教育』30期、2012年）。また、蔣維喬「中国教育会之回憶」（中国史学会主編『辛亥革命』1、上海人民出版社、1957年）、495頁。

⁷⁰ 蔡元培「我在教育界的經驗」（前掲『蔡元培全集』7巻）、196頁。原文は以下の通り。

「革命止有二途：一是暴動、一是暗殺。……暗殺于女子更相宜、于愛国女学、予備下暗殺的種子。」

⁷¹ 俞子夷「回憶蔡元培先生和草創時的光復会」（中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『文史資料選輯』77輯、1981年）、12頁。

⁷² 前掲「中国教育会之回憶」。

⁷³ 「蔣性遂君与愛国女学校經理蔡民友君書」（『女学報』2年1期、1903年2月27日付、「尺素」欄）。原文はそれぞれ「今日初興学校」、「困于無法」、「甚合教育之理。大可採用」、「日本関涉女学之書。即時搜集。以備取法」である。

れていった⁷⁴。

おわりに

以上、本稿では清末中国における女子教育理想像の構築に関して、とりわけ日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論及び、その理念の愛国女学校への影響を中心に検討してきた。本稿を締めくくるにあたって、その時期における中国女子教育理想像について若干の私見を述べておきたい。

まず、近代中国における日本型「良妻賢母」理念の導入について、日清戦争での敗北後、中国が破滅に瀕しているという焦慮に駆られていた知識人たちは、日本女子教育の発達に刺激されたあと、中国女子教育に視線を転じるようになった。特に「良妻賢母」は儒教的な女子観を土台に西洋の女性像を屈折・吸収した複合体として、根強い封建思想に覆われていた中国に導入されて中国女子教育の主導理念となった⁷⁵。私見によれば、清末に日本から導入された「良妻賢母」理念は、中国の伝統的な女子教育に対する新しい役割への期待と、西洋に倣うために近代日本の女子教育を踏み台にするという現実的な意義とを織り交ぜ、伝統的な基盤のうえに鮮明な時代の特徴を加えたものだと考えられる。従って清末中国における女子教育の理想像は、伝統的な女徳を守りつつ、新しい知識人となれるように努力するという二重の性格をもった。

つぎに、明治日本では「良妻賢母」の養成することは国家の安定・富強を保証するものとみなされた。そのため、日本の女子は安定した国内環境の中で「良妻賢母」式の教育を受けることが可能である。それとは逆に、革命前夜にあった中国の場合、日本女子のように「良妻賢母」教育を受けることはできなかった。国家情勢が異なるゆえ、たとえ「富国強兵」策の一環とみなされた日本型「良妻賢母」理念であっても、そのまま中国に適合するわけではない。特に同時期における西洋的なナショナリズムの導入、国家意識の覚醒及び人権・女権意識の覚醒という状況下では、日本型「良妻賢母」理念よりも、新国家・新政府を建設すべく女権の獲得や、「女国民」、「女英雄」、「女豪傑」の女性のほうが、危急存亡に瀕していた中国にはよりふさわしかった。したがって、「良妻賢母」をめぐる議論の展開過程は、近代中国における女子教育発展の必然的な結果を示していると言える。清末中国における女子教育の理想像とは、そうした議論の整理過程において次第に構築されていたものだったのである。

さらに、清末までの女子教育理想像の構築過程と、日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論に関する具体的な検討をふまえ、民国時期以降に出現した「新良妻賢母」や「超良妻賢母」理念に関してより踏み込んだ検討を行う必要がある。これについては今後の課題としたい。

⁷⁴ 「愛国女学校章程」について、前後して三つの版が公表されている。すなわち1902年9月2日の初版、1903年改訂版及び翌年秋の補訂版である。前掲『蔡元培年譜長編』上、244-245頁。「記上海愛国女学校（付章程）」（『女学報』2年4期、1903年11月付、「女界近史」欄）。また「愛国女学校甲辰秋季補訂章程」（『警鐘日報』158号、1904年8月1日付、「中国教育会記事」欄、のち羅家倫主編『警鐘日報』3、台湾中央文物供給社、1968年）。

⁷⁵ 深谷昌志『良妻賢母主義の教育 増補』（黎明書房、1981年）、11頁。

